

わたしは地域振興券がもらえるの？

ここからスタート!

まえ

あなたが生まれたのは、
昭和9年1月1日より
まえ あと

あと



はい

あなた自身が、あなたを扶養しているかたは、平成10年度分の市民税(所得割と均等割の両方、あるいは、そのいずれか)を納めていますか？

いいえ

はい

あなたは、次のいずれかにあてはまりますか？
生活保護を受けている
社会福祉施設(注1)に入所している

いいえ

あなたは、次のいずれかにあてはまりますか？
老齢福祉年金を受けている
社会福祉施設(注1)に入所している

はい

いいえ



あなたは、次のいずれかの手当を受けていますか？
特別障害者手当
福祉手当(経過措置分)
原爆被爆者諸手当

はい

はい



あなたは、次のいずれかの年金を受けていますか。また、あなたの年金証書の年金コードの先頭3桁(注3)の数字は、下のいずれかにあてはまりますか？
障害基礎年金など
「635」「265」
遺族基礎年金など
「275」「285」

いいえ

あなたは、去年の7月1日以前から、ねたきりや痴呆などのため、介護が必要な状態にありますか？(注4)

いいえ

いいえ

地域振興券の交付対象ではありません

はい

あなた自身が、あなたを扶養しているかたは、平成10年度分の市民税の所得割を納めていますか？

いいえ

地域振興券が交付されます
申請手続きをしてください

あなたは、次のいずれかの年金を受けていますか？
障害基礎年金など
遺族基礎年金など

いいえ

あなたの年金証書の年金コードの先頭3桁は、下のどれですか。(注3)

「635」	「535」	左記のどれにもあてはまらないかた
「265」	「062」	
「275」	「645」	のかた
「285」	「072」	
	「082」	のかた
	「102」	

はい

いいえ

地域振興券の交付対象ではありません

はい

あなた自身が、あなたを扶養しているかたは、平成10年度分の市民税を納めていますか？

いいえ

(注1) 社会福祉施設とは、養護老人ホームや特別養護老人ホーム、身体障害児・者福祉施設、知的障害児・者福祉施設などです。

(注2) 特別児童扶養手当は、制度上では親または養育者が受給者となっていますが、16歳以上の障害児については、障害児本人を交付の対象とします。

(注3) 年金証書の年金コードは、例えば、国民年金証書の場合、次のとおりです。
基礎年金番号の例

(年金コード)

(注4) 次のかたは交付の対象となりません。
生活保護法に規定する救護施設や更正施設に入所しているかた
病院や診療所、または老人保健施設に、去年の9月30日以前から、継続して入院・入所しているかた

お子さんがいるかたは、ココをチェック!!

あなたには、今年の1月1日現在で15歳以下のお子さん(昭和58年1月2日から今年1月1日までに生まれたお子さん)がいますか？

いいえ

はい

地域振興券の交付対象ではありません

世帯主のかたにお子さんひとりにつき2万円分の地域振興券が交付されます

地域振興券に関する問い合わせ

地域振興券交付室

☎(866)2363

交付対象と思われるかたで、地域振興券の申請書や交付案内はがきが届かないかたはご連絡ください。